

情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議共同利用審議委員会
アイスコア研究分科会規程

〔 令和 6 年 3 月 26 日
所 長 裁 定 〕

(設置)

第1条 情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議共同利用審議委員会規程第7条に基づき、極地において掘削されたアイスコアに関する科学的研究を効果的に推進するため、アイスコア研究分科会（以下「分科会」という。）を置く。

(任務)

第2条 分科会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 氷床コアの研究計画に関すること
- 二 試料の配分計画及び配分の対象となる研究計画の採択等試料の活用に関すること
- 三 試料作成に関すること
- 四 保存記録等管理に関すること
- 五 研究成果の取りまとめ及び情報の収集提供に関すること

(組織)

第3条 分科会は、委員15人以内で次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長
- 二 アイスコア研究センター長
- 三 学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する者
- 四 情報システム研究機構国立極地研究所の職員のうちから、所長が指名する者
- 2 特別の事項を調査審議するため、分科会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会長等)

第5条 分科会に分科会長及び副分科会長並びに幹事若干名を置く。

- 2 分科会長は、委員のうちから所長が指名する。
- 3 副分科会長は、委員の互選による。
- 4 幹事は、委員のうちから分科会長が指名する。
- 5 分科会長は、分科会の会務を総理する。

- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、分科会長の命を受け、議事を整理する。

(議事)

- 第6条 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
 - 3 分科会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第7条 分科会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営等に関し必要な事項は、分科会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 情報・システム研究機構国立極地研究所アイスコア研究委員会規則（平成16年5月12日情報・システム研究機構国立極地研究所規則第10号）（以下「委員会規則」という。）第3条により、令和6年4月1日以降の委員として委嘱又は指名された者は、この規程の施行によって委嘱又は指名された者とみなす。
- 3 委員会規則は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。